

いずみ

練馬西法人会
新会員募集

《問い合わせ》
事務局 TEL03-3923-7272

2020

秋

Autumn

vol.120

特集

座談会

練馬西税務署長

大久保貴之税務署長
高橋利充会長
丸山晶子広報委員長



あわ家惣兵衛 田賀あかりさん

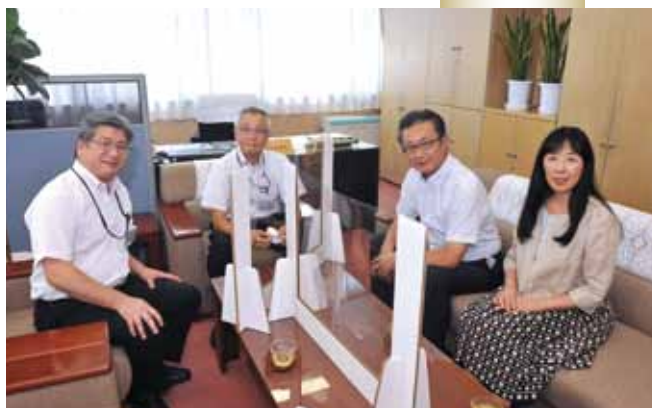


詳しくは
こちらから

C O N T E N T S

- | | |
|---------------------------------|------------------------------|
| ■ 練馬西税務署長座談会 2 | ■ 2支部マスクケース配布活動報告 12 |
| ■ 税務署からのお知らせ 5 | ■ 東法連退職金制度のお知らせ 13 |
| ■ 令和3年度税制改正要望 6 | ■ 部会活動報告、税理士会ニュース 14 |
| ■ 社長さんこんにちは 8 | ■ お知らせ、編集後記 15 |
| ■ 税の漫画講座(マイホームを持ったとき2) 10 | ■ 故事名言、東京商工会議所、表紙の人 16 |

練馬西税務署にて座談会 2020.9.4(金)



練馬西税務署にて、大久保署長との座談会を行いました。

写真左から吉澤剛史副署長、大久保貴之税務署長、高橋利充練馬西法人会会長、丸山晶子広報委員長

高橋会長 どちらにしても、緑が多い区ではありませんよね。

大久保署長 そうですね。

丸山広報委員長 今、どのような抱負をお持ちでしょうか。
大久保署長 特に今年は新型コロナウイルス関連、感染症の対応をどうしていくのかを一年間考えていかなければいけないと思っています。納税者の方にも自宅申告ができるe-Taxを使っていただけよう、今年は例年以上にe-TaxのPRをしていきたいと思っています。

皆様にご協力をいただいてPRをしっかりとやっていくということを職員にも話しています。チーム一丸となって取り組むというのが今年の抱負になると思います。関係団体の皆さま方には今までもご協力いただいておりますが、引き続き連携・協調などを強化していきたいと思っております。

高橋会長 このコロナ禍で我々法人会は、税務行政に協力していくことは当然ですが、どのようなかたちで協力していくのか、自分たちの考え方だけではなく税務署さんのお考えを聞き、効率をあげていきたいです。またそれが会員のメリットであると思いますので、どうぞよろしくご指導いただければと思います。
大久保署長 こちらこそ引き続きよろしく願います。

丸山広報委員長 職員の皆さんにどのような訓示をされていますか？

大久保署長 特に今年は、明るく、しっかりと仕事をするために四つのポイントということで、『フットワーク、ヘッドワーク、ネットワーク＆チームワーク』を駆使するように言っています。

フットワークは迅速な行動で何かあったら素早く対応する、ヘッドワークは去年と同じことをただ漫然とやるのではなくしっかりと頭で考えた行政をやっていく、ネットワークは情報も人とのつながりも大

事だと思えますので両方をうまく使っていく、最後のチームワークは仕事は組織としてやっていますので、皆一丸となり行っていくことを願いました。
丸山広報委員長 四つのポイントは素敵ですね。会長はいかがでしょう。

高橋会長 私は普段いろいろな目標をつくりますが、いつも日本語です。(笑)

丸山広報委員長 頭にすつと入りましたね。
高橋会長 覚えやすく、テンポもいいですね。そのうち真似させていただくかと思っています。

丸山広報委員長 練馬西法人会以外の会にも行かれたと思いますが、印象に残ったイベントなどお聞かせ願いますか。

大久保署長 団体の皆さんには、地域の特性や特徴に根ざしたいろいろな企画をしていただいています。練馬西法人会では、今年は残念ながら中止になりましたが、毎年八月にお子様向けの税金○×クイズ、九月は駅前清掃活動を行っていたでいます。私が今まで行った会で子ども向けですと野球少年団や地域のバスケットボール大会で税金クイズをやっていたこともありました。また、女性部の方では公益法人ということもありまして、福祉施設を訪問した際にフラダンスを披露したり、チャリティーバザー等をやっていた会もありました。そういった事が印象に残っています。

高橋会長 法人会で昨今非常に力を入れている事は、租税教育です。これからの子ども達にいかに関税が大切かわかってもらう為、系統を立てて租税教室、○×クイズ、照姫祭りでの税金クイズなど、子ども達相手の教育に力を入れています。

また、子ども達にふれあい素晴らしいと感じるのは、私たち六十代は「税金とられちゃいました」という言い方をすることが多いのですが、今の子ども達は「税金を納めました」という言い方をしま

す。これは租税教育の賜物なのかと。税金はとられるものではなく自分から納めるものだということもすっかりと理解している、これからの未来は明るいなと思いますね。

大久保署長 お子さんが租税教育を受けて家庭に帰ってまた親御さんとお話するということですが、親御さんの方もまた税に関心を持っていただけですので、そのような面では有り難いと思います。

丸山広報委員長 趣味や夢をお聞かせください。
大久保署長 趣味といってもこれといったものはありませんが、しいてあげると料理とウォーキングかなという感じです。

高橋会長 料理ですか！

大久保署長 料理の方は、結婚してからは仕事でしばらく夜遅い日が続いたものから土日にとちよつと作っていました。それでだんだんと家族が土日はお父さんが料理を作るのだと、それがうちのルールになっていきました。当然、最初は知識がないものですが、料理番組などを見て作っていました。最近では、インターネットで簡単に検索できますので、それを見て作っています。

高橋会長 なるほど。

大久保署長 ウォーキングの方は、私は北海道が出身ですが、東京に来てからは、いろいろな名所がありますので、休みの時に巡っていました。二年前に木曽税務署に赴任した時には、ちょうど中山道が管内を通っていましたので、中山道歩きを始めました。西の方は京都まで歩き、東の方は軽井沢を越えて峠の釜飯で有名な横川まで歩いたところで、東京局に戻ってこいと辞令をもらったものですから、東京に戻ってきてから日本橋から横川まで歩いてなんとか五三〇キロ踏破することができました。

丸山広報委員長 すげい。

高橋会長 すげいですね。健康は足からいいますけど、素晴らしい健康法ですね。私はコロナ太りですます不健康になったかなと思います。

丸山広報委員長 コロナの影響はいろいろあります



ね。会長、コロナといえば三十周年記念の予定をお聞かせ願いますか。
高橋会長 当会は今年の四月一日から来年の三月三十一日までを創立三十周年の年度として各種事業を計画していました。しかし、このコロナ禍で三十周年事業の出足のイベント照姫祭りをはじめ各種イベントを中止にせざるを得ませんでした。その為、先々の理事会で三十周年の各種事業を一年先送りすることにいたしました。

イベントなどはすべて中止してもいいではないかという考えもありましたが、私は周年というのは我々の団体の節目節目であるし、周年を通じて我々がまと一致団結し、次の飛躍になるひとつのきっかけにな

ると思うのです。会員の皆さんにこれからいくぞという気持ちを高めて頂くためにも是非計画通りやりたいなと思いい年先送りにさせていただきます。

大久保署長 周年で三十周年はかなりの長い時間になりますし、大事なことだと思います。三十年前ですと消費税が導入された翌年くらいに法人会ができたということで、長い歴史の中で法人会の皆さんにはいろいろご協力をしていただき、大変有り難く思っています。

丸山広報委員長 会長、組織の強化についてお聞かせください。

高橋会長 今年の目標として特に会員の皆さん、幹部の皆さんにお願いしたいのは組織強化、その

中でも支部の強化です。

法人会というのは横の組織として総務委員会をはじめ六つの委員会があり、そして縦の組織として七つの支部による地域の組織があります。その七つの地域の支部の強化を今年特にお願いをしています。法人会というのは練馬西法人会だけで約千八〇〇社、東京都で四十八単会があり全国で四二〇の単会、八十五万社が我々の仲間です。法人会というのは中小零細の数の組織の団体ですが、そのもとをなしているのは我々一単会毎の地域産業を担っている零細企業だと思います。ですから私は法人会って何って言われた時に地域産業を守っている地域の法人の町会活動みたいなものだという話をしていきます。地域の企業が一致団結することが地域産業の発展・活性化につながるのではないかと思います。また、我々七つの支部それぞれ見ても特色が全部違います。その特色を全部活かして練馬西法人会という一つのキャラクターを作るよう頑張ってくださいと言っています。最近、支部長さんといろいろ意見交換し、多くの課題を見つけたことができました。これからの一年間、きちつとした目標設定を行い実績をどれだけ残せるか頑張っていきたいです。どうぞご期待いただければと思っています。

大久保署長 会報誌を見させていただきましたが、各支部の活動が載っていますし、ホームページには更に詳しく七支部の経過報告や活動の内容などが載っていますね。もちろん税に関する研修会もやっていたと思いますが、他にも地元の方を講師に招いた地域密着型の講習会もされているようですね。本当に活発な活動をされていると感じました。ただ今回はコロナの影響がありますし、今年はなかなかその様な活動は難しかったと思います。

高橋会長 ただコロナの中だからこそ、出来る活動もあると思うのです。ひとつには各支部の皆さんに私達の支部はこういう支部ですよというオリジナルのチラシを作って、ポスティングしてください。ポスティングであれば接触がないですし、ぜひそう

● 税務署からのお知らせ ●

年末調整手続の電子化について

令和2年10月以後に従業員が勤務先に提出する生命保険料控除等に係る控除証明書等について、電子データによる提供が可能となります。国税庁では、電子データを利用し年末調整手続を簡便化するため、「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」(以下「年調ソフト」といいます。)を無償提供します。

(年末調整手続の電子化による手続の流れ)

- ① 従業員が、保険会社等から控除証明書等を電子データで受領
- ② 従業員が、①の電子データを年調ソフトにインポート(自動入力、控除額の自動計算)
- ③ 従業員が、控除額が自動計算された保険料控除申告書、住宅ローン控除申告書等を電子データにて勤務先へ提供
- ④ 勤務先において、③の電子データを給与システムにインポートして年税額等を計算

年末調整手続の電子化のメリット

(勤務先のメリット)

- ① 保険料控除や配偶者(特別)控除の控除額の検算が不要
- ② 控除証明書等のチェックが不要(従業員が控除証明書等データを利用した場合)
- ③ 従業員からの問合せが減少
- ④ 年末調整関係書類の保管コストの削減

(従業員のメリット)

- ① 控除額等の記入・手計算が不要
- ② 控除証明書等データを紛失しても再交付依頼が不要
- ③ データ提出なら押印が不要
- ④ 勤務先からの問合せが減少



年末調整手続の電子化についての詳細

年末調整手続の電子化については、国税庁ホームページの「年末調整手続の電子化に向けた取組について(令和2年分以降)」(<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nenmatsu/nencho.htm>)に以下の情報を掲載しています。

また、同サイトにおいて、年末調整ソフト(パソコン版)をダウンロードすることができます(スマートフォン版はインターネット上の公式アプリストアからダウンロードできます。)

○パンフレット

年末調整手続の電子化へ向けたスケジュール、必要な準備といった給与担当者の方向けの情報や、年調ソフトの利便性を従業員にお知らせするためのパンフレットなどを「1 年末調整手続の電子化の概要」に掲載しています。

○よくある質問(FAQ)

年末調整手続の電子化に関する疑問点についてQ&A形式でまとめています。

また、Web-TAX-TV(<https://www.nta.go.jp/publication/webtaxtv/index.html>)では年末調整電子化の概要、年調ソフトの使い方、マイナポータルを利用した年末調整手続の更なる簡便化といった動画を掲載しています。

税に関する情報は国税庁ホームページへアクセス <https://www.nta.go.jp>

いった活動もしてくださいとお願ひしました。
大久保署長 それは素晴らしいです。ポスティングですとふだん接することのない方にも、このような活動を地元の方々が行っているのわかりますよね。
高橋会長 それから役員さんが自分の受け持ちのエリアにこんな会社もあったのかなどいろいろ気づいていただける。それこそ町歩きといひますか、丁度いい機会だと思ひつています。
丸山広報委員長 ただ、本当に研修会がたふさん中止になりとても悲しいです。やはり私達は税の知識を皆さんに広めないとならないのに、その手段を奪われてしまいました。現状、決算法人説明会も新設法人説明会も出来ないのはどうすればいいでしょうか。
大久保署長 現状において、そこをどうしたらいいか悩んでいるところだす。本来であれば説明会で間違いがないように説明させていただくところだす。あわせて税制改正も多いものだから、説明をやつていかなければいけないところだす。コロナ禍であり、とりあえず年内の開催は難しい状況の中で、次をどうするか検討しているところだす。
 ただ、法人会報誌やいろいろなところで税に関する情報発信ができるのであれば協力いただきたいと思ひつております。税に關しての情報、改正の情報など納税者の方々にしつかり情報提供していくというのは我々の大きな使命の一つだす。
丸山広報委員長 WEB等の活用も考えられますが、毎年、年末調整説明会の時にDVDを上映しています。これは国税庁で作成していますよね。
大久保署長 はい。ですが、今年には年末調整説明会の方も中止となつてしまいました。
丸山広報委員長 DVDの動画は、国税庁のホームページにアップしていますか。
大久保署長 十月中旬以降にアップ予定となつています。
丸山広報委員長 それを私達が広報するのはどうでしょうか。

高橋会長 例えは我々法人会のホームページからリンクを飛ばせるようにするなどでしょうか。
大久保署長 そうだすね。年末調整説明会はありませんが、十月に国税庁のホームページに年末調整のソフトをアップする予定となつています。従業員の方が保険会社等から控除証明書等を電子データで受領し、その電子データをこのソフトに入れていると自動計算をしてくれるという内容だす。このソフトを使うと従業員の方が手書きで書類を作成するよりも楽になりますし、会社の方も従業員の方が作成したデータを吸い上げればそのまま年末調整ができますので双方にメリットがあるのだと思ひます。

丸山広報委員長 それは今年からだすか。
大久保署長 今年の十月以降の年末調整から使用できるといふことになつております。
丸山広報委員長 だいぶ変わりますね。
大久保署長 この件については、近くなりましたらまたご連絡させていただきます。
丸山広報委員長 それを会員の皆さんに知らせていきたいと思ひます。
大久保署長 ご利用していただくようお伝えいただければと思ひます。
丸山広報委員長 高橋会長にお尋ねします。練馬西法人会がこれからどんな会になつていくのか見通しはいかがだすか。

高橋会長 法人会として大事なスローガンである「税のオビニオンリーダーとして」、「これは第一の目標としてあるべきだと思ひつています。しかし、同時に我々は地域産業を支える中々細企業、地域の経済発展というのを頭に入れていかなければなりません。そして法人としての成長をもつととしていくためにも地域法人の横のつながりを大事にしていかなければなりません。その為、支部の中での会員交流あるいは支部独自の特色をさらにのばしていくべきと思ひつています。税務行政以外の公益事業として企業の発展に資する事業をこれから増やしていかなければいけないと思ひつています。どちらにしても練馬西法人会の存在意義をもう一回皆さんに考えていただいて、会がただあるだけではなく本当に練馬西法人会はこういふ会なんだ、本当に役に立っているな、と今まで以上に存在価値を認められる会にしていかなければいけないと思ひつています。
大久保署長 法人会としても以前の一般社団法人から公益社団法人化されて、更に地元根ざした会として発展されているところだと思ひます。法人会の目的について会長がおっしゃつたように地域の産業の振興にもつながっていく必要があると思ひますし、支部の活動が地域の会員さん以外とのつながりにも広がっていくのではないかと思ひます。我々としてはそこ何ができるのか。税務行政を離れてしまふとなかなか難しいですが、例えば、消費税につきましては、昨年からは軽減税率制度が導入されましたし、法人でいきますと事業承継、やはり後継者をどうしていくかというところで企業さんも悩まれていると思ひますので、各種説明会等を通じて我々もご支援できるのではないかと思ひつております。
高橋会長 ありがたいことです。どちらにしても、法人会だけではなく、関係六団体もそうですが、税務署さんも含めて一致団結して同じ方向に進んでいくということが一番なのかと思ひますので、ぜひいろいろご指導をお願いいたします。
大久保署長 こちらこそよろしくお願い致します。

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、
中小企業に実効性ある支援と税制措置を！

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合（以下「全法連」）の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道府県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言（要約）は次のとおり。

I 税・財政改革のあり方

1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナウイルスの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要がある。国や地方は一般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナウイルスの収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化

への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく使途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳入・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライド」の厳格対応、「支給開始年

10％程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナウイルスの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事者を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あ

るいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナウイルスの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するためには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討（後継者の選任等）を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額（2,500万円）を引き上げるべきである。

5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、一般の新型コロナウイルスは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

齢の引き上げ、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず、腕より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

II 中小企業が事業継続するための税制措置

1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナウイルス拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率

III 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

IV 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間（平成28年度～令和2年度）」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。
<https://www.zenkokujinkai.or.jp/>

—— 東京法人会連合会 ——

企業訪問

ガバル

社長さん
こんにちは

株式会社 若杉工務店

代表取締役
坂口 亀一郎上石神井 2-13-3
電話 03-3920-8483

暮らした笑顔を作って六十年

先々代であります祖父は新潟から上京し高田馬場で建築業を営んでおりましたが、戦争によって上石神井の地に移り住んでまいりました。

この地で昭和三十五年合資会社若杉工務店を設立し、主に一般住宅を手掛けてまいりました。平成二十五年に先代の父から後を継ぎ代表取締役に就任すると同時に、合資会社若杉工務店から株式会社若杉工務店へと組織改革をし、木造・鉄骨・鉄筋コンクリート等全てをこなすようになり、現在では高齢者社会にも



笑顔で過ごして頂けるために

株式会社 アイホサービス

第4支部

代表取締役
根本 忠佳関町北 1-26-8
工藤工務店ビル 1F
電話 03-5903-9964

あなたのリフォームドクター

前代表の突然の廃業により、急遽法人を設立し、計らざるに代表取締役となりました。

私は卒業と同時に建築業へ就職し、その後水道工事・防水工事・また六本木ヒルズの建設にも携わりました。長年培った経験と「電気・ガス・水道工事」を一手に引き受けられる強みを活かし、お客様のお住まいの設備交換工事だけでなく、時には「おせっかい」と思われても今以上のお住まいに変わるご提案もさせていただいております。

当社をご利用いただいたからには「先ずはアイホサービスに相談してみよう」と信頼ある技術と良心的な価格に挑戦してまいります。セカンドオピニオンとしてもお気軽にご利用ください。



信頼の技術で良心的な価格に挑戦

対応する様にバリアフリー住宅や、介護保険の住宅改修工事も手掛けております。

ここで、先月工事をさせて頂いたお客様の話をしたいと思います。そのお宅は先々代の祖父が新築を手掛け、父の時に建て替えをし、私の時に改修工事をしたお宅です。お客様の世代が替わると疎遠になりがちですが現在もお付き合いさせて頂いております。お客様から「私の祖父や父が住みやすく造ってくれたと大変満足しておりました」と笑顔で話してくださり、改修工事が終わった後も「今回の工事でも大変使い易く、満足しています」と笑顔を見ることができました。その笑顔を見て、工事が終わった後ではなく、終わった後のお客様の笑顔を見てやつと工事が完了すると感じました。六十年という歴史を受け継いだ今、これからも家族と生涯を共にする建物で、便利に暮らしていけるよう私もお客様の笑顔を目指し、精進してまいりたいと強く感じました。



有限会社 フォーサービス

代表取締役
山口 晃也石神井台 3-3-26
電話 03-5372-0650

「石神井公園のクリーニングパートナー」

有限会社フォーサービスは二〇〇三年に起業し、練馬区石神井公園に事務所を構えております。

建物全般のクリーニング業務に加え、害虫や害獣の駆除・防除も行っております。

建物のクリーニング業務は多岐に渡り、新設・既設のハウスクリーニングを始め、除草や樹木の剪定も承っております。アパートやマンションに関しては共用部の機械洗浄や高圧洗浄、簡単な掃き掃除などを行う巡回清掃および掃除機掛けやトイレ掃除も加わった日常清掃も行っております。

害虫対応ではシロアリ、ゴキブリ、ハチなどの駆除が主流です。ほかにナンキンムシやキクイムシの駆除、毛虫などを防除する消毒作業も行っております。害獣では昨今ネズミやハクビシンなどが話題ですが、例えばハト避けネットの設置などもご対応できます。弊社では社員それぞれが得意分野を持ち、作業内容ごとにその道のエキスパートが真摯にご対応させていただきます。

いわゆる「何でも屋さん」を謳うわけではございませんが、ご家庭や管理物件など、住まいにおけるご相談に幅広くご対応します。いずれのご依頼も関東地区であればできる限りお伺いさせていただきます。

弊社の作業を通じてオーナー様やお住まいの方が快適に暮らせる一助になれば幸いです。お仕事される中でも、普段の暮らしの中でも、お悩みのことがありましたらまずはご一報ください。



快適な住まいのお手伝いを

東和開発 株式会社

代表取締役
岩崎 孝治関町北 4-4-17 2F
電話 03-3928-8881地元から必要とされる
会社を目指して

創業五十四年を迎える当社では、二〇一八年十二月に武蔵関駅より徒歩二分の場所に賃貸仲介店舗【sumica】をオープン。

当社はこれまで、街の大家さんとしてお部屋を提供してまいりました。次第に「東和さんに直接引越先を探してほしい。」というご要望を数多くいただくようになり、従業員と話し合いを重ね店舗を構えるに至りました。定期的に実施している地域



清掃を皮切りに、地元の皆様とより繋がりを持てたらという想いが強まったことが決定打となりました。

女性も気軽に入れる不動産屋を目指し、デザイン性の高いお洒落なカフェ風の店内にしたところ、年齢性別に関わらず様々なお客様にご好評をいただきました。

また、当社所有物件では入居時の初期費用ゼロ円という地域唯一の商品【すみはじめゼロ】をご用意しており、お部屋探しのお客様はもちろん、賃貸物件のオーナー様からも人気を博しております。

当社は毎月発行しているオーナー通信を介して、長年にわたる大家業、賃貸物件管理業で蓄積された空室対策、賃料アップやコスト削減のノウハウを地元オーナーの皆様に積極的にお伝えしております。

これからも、皆様から「相談してよかった。」と言っていただけのような、本当の意味でお役に立てる地域密着の会社を目指し日々努力してまいります。

法人会にお

きまして、地元の縁と仲間を大切に、地域活動へ取り組みますので、どうぞこれからもよろしくお願ひ申し上げます。



カフェ風の内装も好評です

マイホームを持ったとき ②

住宅特定改修特別税額控除など

住宅ローン等を利用しない場合であっても、一定の要件に当てはまれば、所得税の税額控除を受けることができます。

以下の控除を受ける場合の手続、控除を受けるための要件等（令和2年中に居住の用に供した場合）は、国税庁ホームページ＞税の情報・手続・用紙＞税について調べる＞タックスアンサー（よくある税の質問）＞所得税＞マイホームの取得や増改築などしたとき をご覧ください。

国税庁ホームページ

「マイホームを持ったとき②」
はこちら



国税庁ホームページ

「マイホームの取得や増改築などしたとき」
はこちら



国税庁ホームページ

「暮らしの税情報（令和2年度版）」
はこちら



住宅特定改修特別税額控除・住宅耐震改修特別控除

- マイホームについて、バリアフリー改修工事や一般省エネ改修工事、三世代同居改修工事、耐久性向上改修工事（住宅耐震改修や一般省エネ改修工事と併せて行うものに限る）をして令和2年中に居住の用に供した場合で一定の要件を満たすとき、住宅特定改修特別税額控除を受けることができます。また、マイホームについて、令和2年中に住宅耐震改修をした場合で一定の要件を満たすときには、住宅耐震改修特別控除を受けることができます。
- ただし、平成29年分から令和元年分までにおいてバリアフリー改修工事に係る住宅特定改修特別税額控除を適用した場合、この適用に係る同一の家屋について、令和2年分においてバリアフリー改修工事に係るこの控除を適用することはできません。また、平成29年分から令和元年分までにおいて三世代同居改修工事に係るこの控除を適用した場合、この適用に係る同一の家屋について、令和2年分において三世代同居改修工事に係るこの控除を適用することはできません。
- 住宅ローン等を利用してこれらの工事を行った場合で（特定増改築等）住宅借入金等特別控除を受けるときは、住宅特定改修特別税額控除は受けられません。

控除額の算出方法（令和2年中に居住の用に供した場合）

◎（A）～（G）は100円未満の端数切捨て

住宅耐震改修の標準的な費用 （最高250万円（注））	×10%＝（A）	住宅耐震改修の標準的な費用 ＋耐久性向上改修工事の標準的な費用 （最高250万円）	×10%＝（E）
バリアフリー改修工事の標準的な費用 （最高200万円（注））	×10%＝（B）	一般省エネ改修工事の標準的な費用 ＋耐久性向上改修工事の標準的な費用 （最高250万円（★））	×10%＝（F）
一般省エネ改修工事の標準的な費用 （最高250万円（★）（注））	×10%＝（C）	住宅耐震改修の標準的な費用＋一般省エネ改修工事の標準的な費用 ＋耐久性向上改修工事の標準的な費用 （最高500万円（★））	×10%＝（G）
三世代同居改修工事の標準的な費用 （最高250万円）	×10%＝（D）	$(A) + (B) + (C) + (D)$ $(B) + (D) + \{(E) \text{ 又は } (F)\}$ $(B) + (D) + (G)$ 控除額 } のいずれか	

★一般省エネ改修工事に太陽光発電設備設置工事を含む場合は、各限度額は100万円加算したものとなります。

注1：改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等のうちに8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合の限度額です。

注2：改修工事の標準的な費用に、補助金等の交付を受ける場合は、その補助金等の額を差し引きます。

認定住宅新築等特別税額控除

- 認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅を購入して令和2年中に居住の用に供した場合、認定住宅新築等特別税額控除を受けることができます。
- 入居した年の控除額のうち、その年分の所得税から控除しても控除しきれない額がある場合、翌年分の所得税からその控除しきれない額を控除することができます。
- 入居した年又はその年の前2年若しくは後3年（令和2年3月31日以前に従前の住宅等を譲渡した場合は2年）以内に譲渡所得の課税の特例（3,000万円の特別控除など）を適用するときは、この控除を受けられません。（「暮らしの税情報（令和2年度版）」＞土地や建物を売ったとき 参照）
- また、認定住宅に当てはまるマイホームを住宅ローン等を利用して新築等した場合で住宅借入金等特別控除を受けるときは、この控除を受けられません。

控除額の算出方法（令和2年中に居住の用に供した場合）

認定住宅の認定基準に適合するために必要となる標準的な増し費用（注） （最高650万円（※））	×10%＝	控除額 （最高65万円（※））
---	-------	---------------------------

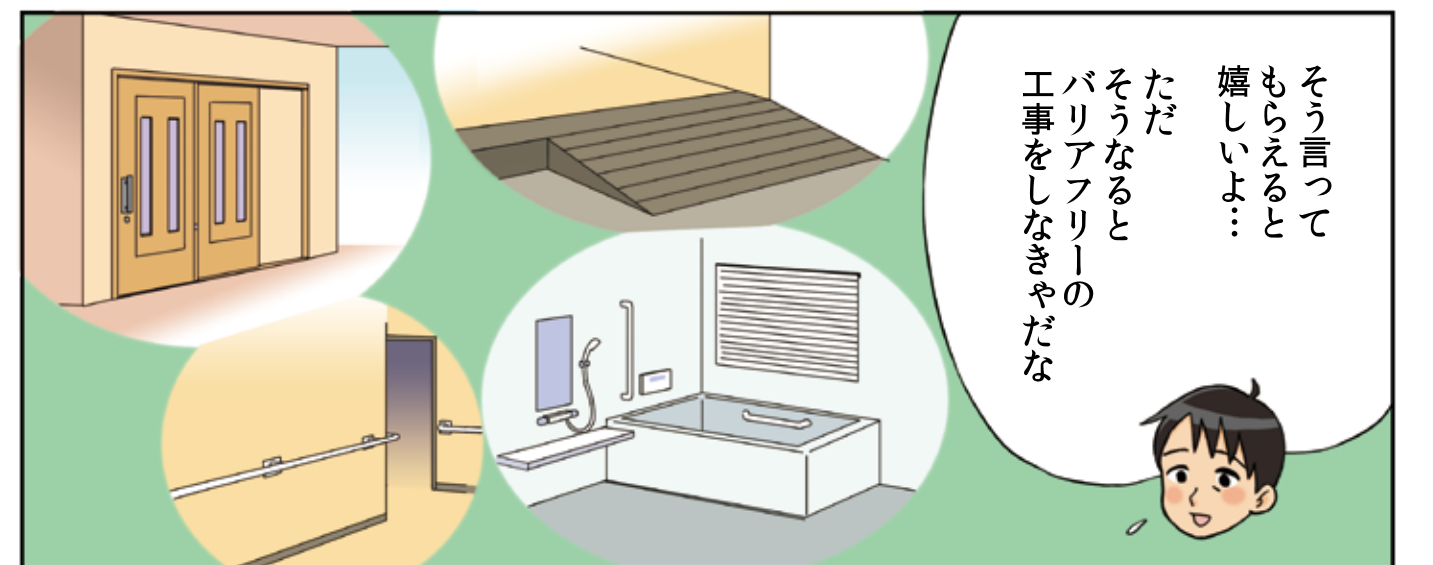
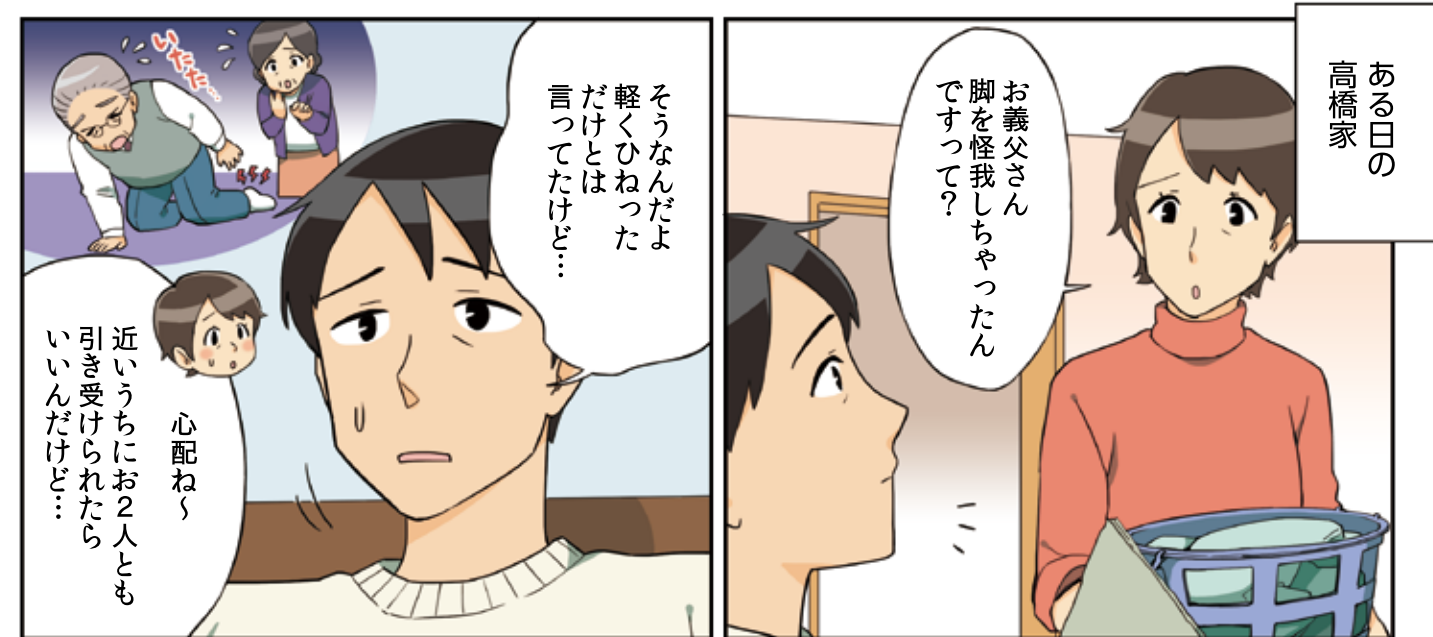
◎100円未満の端数切捨て

※ 認定住宅の新築等に係る対価の額に含まれる消費税額等のうちに8%又は10%の税率により課されるべき消費税額等が含まれている場合の限度額です。

注：認定住宅の構造の区分にかかわらず、床面積1平方メートル当たりの標準的な増し費用の額に、その認定住宅の床面積を乗じて計算した金額をいいます。

高橋家の暮らしと税

その11 マイホームを持ったとき ②



優秀な人材の確保・定着化に 東法連 特定退職金共済制度



従業員の退職金準備は **特 退 共**



特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。
○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。
○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

資料請求・お問い合わせは

TKK 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階
TEL (03) 3357-1641 FAX (03) 3357-1642
<https://www.tohoren-tokutaihyo.or.jp/>

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965



「私達に何か出来ることはあるだろうか?」 きっかけはそんな思いでした。

2020年2月中国・武漢で確認された新型コロナウイルス感染症は横浜港に停泊したクルーズ船、ダイヤモンドプリンセス号の乗員乗客712人を感染させました。その感染力の強さは、今も世界中を震撼させています。政府による国内感染の拡大防止策として「緊急事態宣言」が発令され学校の臨時閉鎖、事業活動の休業、不要不急の外出自粛など、あらゆる日常が停止。私達に出来ることは「何もしないこと」でした。「医療崩壊の可能性」という連日のニュースに、居ても立っても居られない思いが募ります。すると、ひとつの飲食店がこんな声を上げました。

医療現場に食事で応援できないだろうか?

頑張ってください、お願いします、ありがとうございます。共通の思いを食事に込めて、差し入れの輪はあっという間に広がりました。

その後、緊急事態宣言は解除され、「マスク」は外出時のマナーになりました。新しい日常が少しずつ動き出しましたが自粛の延長などコロナ禍の煽りを受けている業種の一つが飲食業でした。

飲食業の苦悩するニュースに「私達に何か出来ることはあるだろうか?」そんな思いが沸き上がります。すると今度は、医療現場からこんな声が届きました。

「マスクケースを作って飲食店へプレゼントしたい」かつての食事への恩返しでした。

外食の時、外したマスクをケースに入れてもらいましょう。

第二支部では、医療現場からのアイデアを地域の全飲食店に配布し使って頂くことにしました。地域でできる新型コロナ予防対策として、これがマスクケースプロジェクトとなったのです。しかし、これまでに「マスクケース」なんて物は存在しません。

仕上げるには色々なアイデアが出され、試作・考察・改善を繰り返しました。

出来上がった紙製マスクケースの総数は1万5000枚。第二支部会員の有志で一枚一枚、丁寧に三つ折りにし完成さ

せました。

ここで更なる問題が生じます。飲食店にマスクケースの目的の伝え、来店客に提供して頂くにはどうすればいいのでしょうか?

8月上旬気温 38°を記録する中

地域の飲食店を1軒1軒、第二支部会員の有志が自転車で廻りました。

マスクケースを配布しますが、やはり提供方法が分からない、と回答が返ってきます。実際にお客様は使ってくれるのだろうか?そんな不安の声も聞こえました。飲食店と一緒に、提供方法をじっくり考えることもありました。

支部長を中心にマスクケースの目的を丁寧に伝えたと最初は怪訝そうな顔で対応していた飲食店も、笑顔がこぼれるようになりました。プロジェクトに携わった全ての人達の思いが伝わった瞬間でした。

最終的にマスクケースは、第二支部地域の飲食業のみならず歯科医院、理美容業、ホテル業等、多岐に渡る分野に配布することが出来ました。

現在「マスクケース」は、形や素材など様々な形で百貨店などが販売しています。ハンカチと同様、持ち歩く人も見かけるようになりました。お手拭きと共にマスクケースを出すお店も増えました。新しい日常にマスクケースが浸透しつつあることは、感慨深いものがあります。

この活動を通じて感じたことは

「何かできないか」という熱い思いを組み上げ、それを「マスクカバー」という形で実現させ、地域貢献につなげる事が出来たのは、法人会の存在が大きかったと思います。その地域のことを良く知る異業種の社長が集う組織。異業種間でその縁を繋ぎ、まとめ、行動しなければ、このプロジェクトは立ち行かなかったと思います。法人会の存在意義を改めて実感した、と思わずにはいられませんでした。

第2支部 (有)セラタック 内池孝子



◆◆◆ お知らせ ◆◆◆



◎駅前清掃のご案内

開催日 令和二年十二月十二日(土)

場所 大泉学園駅南口
石神井公園駅北口
上石神井駅北口
武蔵関駅南口

時間 午前八時から午前九時

※雨天の場合十二月十九日(土)です。
コロナ感染症予防の為
マスク着用をお願いいたします。

公益事業委員会から

使用済みインクカートリッジと切手収集のお願い

公益事業委員会が実施しているジョイセフへの使用済み切手の寄付ですが、メール便でのやり取りが増えたことに伴い、切手の収集が難しくなっております。

そこで「**インクカートリッジの収集**」も行うこととなりました。

使用済みのインクカートリッジも、切手同様発展途上国の人々の医療の為に役立てられます。

ぜひ、捨てずに支部役員あるいは事務局にお届けください。

■以下の点にご注意ください

1.各メーカーの家庭用のプリンターに使われている使用済みのインクカートリッジが対象です。

※業務用のインクカートリッジは対象外です。

2.カートリッジの中にインクが残っている場合は、インクが漏れないようにビニール袋に入れてお届けください。

誰でも簡単に出来る
ボランティアです。



使用済み切手
消印は切らずにお持ちください。



使用済みインク
カートリッジ

締切り 令和3年2月末日まで

第 120 号

発行日
令和2年11月20日

発行所 公益社団法人
練馬西法人会
東京都練馬区東大泉6-47-15

電話 03(3923)7272
FAX 03(3923)7285
eメール nerimani@a1.mbn.or.jp

http://www.nerimanishi-houjinkai.or.jp

発行責任者 高橋 利充
編集責任者 丸山 晶子



本誌は、環境にやさしい再生紙・大豆油
インクを使用しております。

広報委員 町田 光

編集後記

「お祭りすんで日が暮れて
冷たい風のふく夜は
家を焼かれたおじさんと
へそくりとられたおばさんの
ほんにせつないためいきばかり
いくら泣いてもかえらない
いくら泣いてもあとの祭りよ」

(お祭りマンボより)



部会活動報告 2020.10.3 - 2020.10.20

第29回 東法連青連協第4ブロックチャリティゴルフコンペ

日時 令和2年10月20日(火)
場所 飯能ゴルフクラブ
人数 88名 練馬西法人会 青年部会からは9名参加



スタート前の風景



おそろいのボロシャツで参加

簿記研修会 閉講式

日時 令和2年10月3日(土)
場所 練馬西法人会事務局
人数 12名



研修会風景



閉講式風景

税理士会ニュース

今回は地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)について説明したいと思います。

この制度は、国が指定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合、法人関係税から税額控除する仕組みです。損金算入による軽減効果(約三割)と合わせて、最大で寄附金額の約九割が軽減され、実質的な企業の負担が約一割まで圧縮されます。

令和二年度に実施された見直し項目は

- ① 税額控除の割合を現行の二倍に引上げ、税の軽減効果を最大約九割(現行約六割)に
- ② 地方版総合戦略の抜粋・転記による地域再生計画の申請・認定を可能に
- ③ 地方創生関係交付金や地方財政措置を伴わない補助金・交付金に加え、併用可能な国の補助金・交付金の範囲を拡大
- ④ 地域再生計画の認定後、「寄附(受入れ)の金額の目安」の範囲内であれば、事業費確定前の寄附の受領を可能に

また、留意事項としては

- ① 「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」へ寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
- ② 企業の本社が所在する地方公共団体への寄附については対象となりません。
- ③ 左記の都道府県、市町村への寄附については対象となります。

・ 地方交付税の不交付団体である都道府県
・ 地方交付税の不交付団体であって、その全域が地方拠点強化税制の支援対象外地域とされている市町村

④ 一回当たり十万元以上の寄附が対象となります。

税額控除の特例措置は令和六年度までです。



渡辺浩章 広報部長

故事名言

「長者の萬燈より貧者の一燈」

たとえ僅かでも貧者の真心のこもった寄付は、金持ちや権力者があるに任せてる沢山の寄付よりもはるかに勝っているということ。伝えるところによると阿闍世王が、お釈迦様にお願ひして供養して貰ったあと、宮殿から祇園精舎までの道筋に沢山の油で沢山の灯籠を灯した。そのとき貧しい一人の老婆が、僅かの金ではあつたが乏しい財布をはたいて、油を買って灯籠を灯した。ところが王のあげた灯は消えたり油がきれたりしたが、老婆の灯だけは一晩じゅう消えず、目連という坊さんが、夜明けがたに三度も消そうとしたがますます明るく光ったという。

阿闍世王とは、前五世紀ごろのインドのマガダ国王。父の頻婆娑羅王を殺して王位に就いたが、のち釈迦の教えに従ひ、仏教教団の保護者になった。アジャータシャトルとも呼ばれる。

目連とは、またの名は目健(健)連と言い、釈迦の弟子の一人。弟子中で神通第一と言われる。蛇足ですが、目連が日本におけるお盆及び盆踊りなどの行事の創始者として受け取られている。

目連が或る日、先に亡くなった実母である青堤女が天上界に生まれ変わっているかを確認すべく、母の居場所を天眼で観察したところ、青堤女は天上界どころか餓鬼界に墮し地獄のような逆さ吊りの責め苦に遭っていた。驚いて供物を捧げたところ供物は炎を上げて燃え尽きてしまい、困り果てた目連は釈迦に相談する。釈迦は亡者救済の秘法(二説には施餓鬼の秘法)を目連に伝授し、目連は教えに従って法を施すとたちまちのうちに母親は地獄から浮かび上がり、歡喜の舞を踊りながら昇天した。これ以上の解説は「住職お聞きください」。

似た様な話が聖書にあります。イエスは寶銭箱に向かつて座り、群衆がその箱に入れる様子を見ておられた。多くの金持ちが、沢山の金を投げ入れていた。ところが、一人の貧しいやもめがきて、レプタ(二ノ二八デナリ銅貨)二つ入れた。それは一コドラントに当たる。そこで、イエスは弟子たちを呼び寄せて言われた、「よく聞きなさい。あの貧しいやもめは、寶銭箱に投げて入れている人たちの中で、誰よりも沢山入れたのだ。みんなの者はありあまる中から投げ入れたが、あの婦人はその乏しい中から、あらゆる持ち物、その生活費全部を入れたからである。」(マルコ伝十一・四十四抜粋)

副会長 荒井秋海

マル経融資のご案内 ～小規模事業者経営改善資金～

融資限度額 **2,000万円**

返済期間 **運転資金 7年以内
設備資金 10年以内**

◇本融資は商工会議所の推薦で日本政策金融公庫より事業資金として貸し出しされますが、審査の結果、ご希望に沿えないことがあります。(会員・非会員の方、問わず利用できます)

利率 **1.21%**

(2020年11月1日現在)

- ※担保・保証人不要(保証協会の保証も不要)
- ※他に練馬区の利子補給 40%
- ※利用できる方: 従業員 20 名以下
(商業・サービス業 5 名以下)
- ※1 年以上事業を行っている方
- ※飲食業の設備資金も利用可能

法律相談 毎月第1金曜日 午後1時～4時(30分単位)

相談員:弁護士

税務相談 1月～3月 毎週火曜日/4月～12月 毎月第2火曜日 午後1時～4時(30分単位) 相談員:税理士

相談
無料

●問い合わせ先 東京商工会議所練馬支部 練馬区練馬1-17-1 Coconeri 4階 区民・産業プラザ内 電話 3994-6521 FAX 3994-6589

●表紙の人

株式会社 あわ家惣兵衛 田賀あかりさん

練馬区大泉学園町七二二二十五

Q 仕事の手ごたえ楽しさ、喜びを感じる瞬間について。
A 私の生まれる前からある和菓子屋で、住宅街にある店舗ということもあり近所の方、常連さんとのふれあいが多く、顔を覚えてもらえて何気ない世間話の数が増えていくことに喜びを感じます。

Q 今までどのような気持ちで取り組んできたか、またこれから。
A 「あわ家さんのお菓子を贈ったらとても喜ばれて贈り物に選んでよかった。」などと、お店にいるとお褒めの言葉を直接聞けるので、頂いた言葉を励みに丁寧な包装、また希望にそった詰め合わせ提案をし、お客様に喜んでもらえるように取り組んできました。これからもその気持ちを大事にし、当店にご来店頂くお客様のご希望を叶え満足の頂けるような接客をしていきたいと思っています。

Q この職種ならではの醍醐味、他ではできないようなことについて。
A 人生の節目節目の行事、季節ごとの節目のお祝いごとなどに和菓子は欠かせないものなので、お客様にとって大事な出来事に関わっていることがこの職業ならではの醍醐味だと思っています。

Q 仕事を離れたところでの趣味、息抜き。
A 休みの日は料理やテレビを見て家でゆっくり過ごすことが多いです。料理は無心になれるところが好きで、少し手のかかる煮込み料理やお菓子作りなどをするのが多く、最近だとうちの職人さんの練り切り作りにあこがれて、当店で販売している練り切りキットを買いチャレンジしたこともありました。職人技にはかなわないですが、自分なりに楽しく作れてまた勉強にもなり家族と美味しくいただきました。

そういつた息抜きをしつつまた少し和菓子についても勉強してみたりと、和菓子屋で働いているからその休日を過ごしてみたりしています。



キトリ (公社) 練馬西法人会員

←ここを切り取って法人税確定申告書にお貼りください。